

市議会議場に国旗掲揚の動き

市議会は多様な民意を反映する場

市議会代表者会で論議

突然もちだす

8月29日の議会運営委員会に、三原議員が議場に国旗・市旗を掲揚すべきではないかと発言しました。

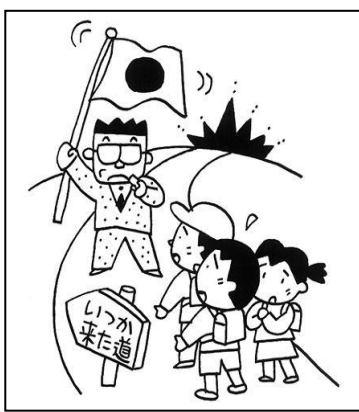
その場で坂本議員はそういうものを強制すべきでないと言及しましたが突然のこととして聞いたと留めました。その後議会運営委員会に議題として議長から出され、会派代表者会で論議することとなり、まだ論議に入っていませんが、橋本・維新の会に見られる、日の丸、君が代強制は、恐怖政治と独裁政治につながる危険をもっています。

強制しないのが

民主主義の原則

現在、国旗・国歌は法律で決められています。それは政府が公的な場で国旗・国歌を「国民の象徴」として用いるこ

とを意味するものです。



国旗・国歌にたいする一人ひとりの態度については、いっさい強制しない、というのが民主主義の原則です。

日本には「思想・良心の自由」(第19条)、「信教の自由」(同20条)をかかげる憲法があります。この憲法のもとで、「君が代」の意味が信条とあわないから歌いたくないという人や、強制が価値観とあわないという人に強制することは、あ

ってはならないことです。

「国旗・国歌法」の審議で「子どもたちの内心にまで立ち入って強制しようという趣旨のものではなく」(99年7月28日、参院本会議、小淵恵三首相)とし、河村建夫文科相(当時)も「この考えは今も変わっていない」(04年6月11日、衆院文部科学委員会)と答弁しています。

民主主義のルール

国旗・国歌が法律で定められているということは、国が公的な場で「国の象徴」として公式に用いることを意味するものであり、国民への強制は許されていません。この原則は、「君が代」「日の丸」が好きな人でも嫌いな人でも、守ることができる、民主主義の当然のルールです。

政府は掲揚義務は

考えておらず

政府も、一九九九年の国会答弁で「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生じることはない」(小淵恵三首相・当時)と表明してきました。

共産党市議団は

議場に掲揚すべきではないと考えています

選挙で選ばれる議員は、市民の多様な民意を代表しており、その議場に、国旗を掲揚して無理やり頭を下げさせるといったことはすべきでないと考えます。市議会はこのようなことにエネルギーを費やすのではなく、市民生活向上のためにこそ切磋琢磨すべきであります。

領土問題や教育問題に絡めて、国旗・国歌を強制する動きには反対し、領土に関しては、冷静な外交交渉、教育は教育委員会の民主的・自主的改革こそ重要です。

第3回の市議会

報告会を行ないます

第3回駒ヶ根市議会報告会を10月30日(火)に、中沢支所2階大会議室と福岡第1自治組合集会所(公道館)の2ヶ所で行ないます。

報告の内容は前回に加えて決算特別委員会の審査が入ります。

報告者は正副議長、常任正副委員長と決算特別正副委員長が行います。

2つの班に分かれて行いますが、議員の出身地域とは別

会場に参加し、市政全般にわたっての意見交換会にします。皆さんの参加をお願いします。

第3回議会報告会班編成

議員敬称略

福岡会場 福岡第一集会所	中沢会場 中沢支所
宮沢勝人 坂井昌平 小林敏夫 菅沼孝夫 竹村誉 竹内正寛 長谷部清人 塩沢京子	下平順一 中坪宏明 三原一高 加治木今彦 坂本裕人 伊東正人 岩崎康男

会派の視察をします

共産党議員団は10月22日から24日まで視察研修します。

埼玉県美里町に介護保険料を一般会計を繰り入れして引き上げ抑制の施策。

群馬県伊勢崎市に国民健康保険税引き下げと法定外繰り入れの施策について。

太田市に水道事業の官民連携の実態についてです。

駒ヶ根市の課題と共通することで行政がどういう姿勢で取り組んでいるか研修します。